

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

基本協定書（案）

（ＳＰＣを設立する場合に適用）

令和７年９月

広島市

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
基本協定書（案）

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、広島市（以下「発注者」という。）と、[]（以下「代表企業」という。）を代表企業とする [] グループの各構成員（以下総称して「事業者」といい、個別に「構成員」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、事業者が落札候補者として決定されたことを確認し、発注者と事業者の間において、本事業に係る基本事項について定める基本契約、基本契約に基づく本事業に係る設計・施工業務の一括請負、維持管理・運營業務の委託及び下水汚泥再資源化物売買に関する各契約（以下総称して「事業契約」という。）並びに付帯事業契約を締結するに当たって、発注者及び事業者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語は次に規定する意味を有する。なお、本協定において定義されていない用語については、別段の定義がなされていない場合や文脈上別意に解すべき場合でない限りを除き、要求水準書及び入札説明書において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

- （1）「基本契約」とは、発注者と事業者及びS P Cの間で締結される本事業に関する基本事項について定める契約をいう。
- （2）「工事請負契約」とは、発注者と工事請負事業者の間で締結される本事業で整備する下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計・施工業務に関する契約をいう。
- （3）「維持管理・運營業務委託契約」とは、発注者とS P Cの間で締結される下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務に関する契約をいう。
- （4）「下水汚泥再資源化物売買契約」とは、発注者とS P Cの間で締結される下水汚泥再資源化物の売買に関する契約をいう。
- （5）「付帯事業契約」とは、事業者の任意提案に基づき、発注者と構成員のうち付帯事業を担う企業の間で締結される民設民営かつ独立採算による契約をいう。
- （6）「構成員」とは、[] グループを構成する企業をいう。
- （7）「S P C」とは、構成員が自らを株主として出資設立する本事業の維持管理・運營業務を目的とする特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- （8）「構成企業」とは、構成員のうち、S P Cに出資する企業をいう。
- （9）「協力企業」とは、S P Cから維持管理・運營業務の一部を委託される構成員のうち、構成企業以外の企業をいう。

（当事者の義務）

第3条 発注者及び事業者は、事業契約及び付帯事業契約（以下「事業契約等」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 事業者は、事業契約等の締結のための協議において、本事業の契約手続における発注者及び広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業総合評価競争入札審査委員会の要望事項及び指摘事項を尊重するものとする。

(SPCの設立)

第4条 事業者は、事業契約等の締結までに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役会設置会社及び監査役設置会社として、本事業に係る維持管理・運營業務の遂行のみを目的とするSPCを広島市内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を発注者に提出するものとする。事業者は、SPCの本店所在地が変更される場合、発注者に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、事業者は、本協定の終了に至るまで、SPCの本店所在地を広島市域以外の土地に移転させないものとし、本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

- 2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類とし、事業者は、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

- 3 SPCへの出資にあたり、事業者は、次の各号所定の事項を遵守するものとする。

- (1) SPCは、設立時の資本金を任意とし、維持管理・運營業務の業務委託開始日までに技術提案書により提案された金額となるよう増資を行うものとする。かかる増資により資本金が変更された場合においても、代表企業及び構成企業のうち運転操作及び監視業務を担う企業が保有する議決権普通株式の保有割合の合計が100分の50を超える状態を維持し、業務委託期間中は当該状態を発注者の事前承認なく変更してはならない。
- (2) SPCへの出資は構成企業によるものとし、構成企業以外の出資は認めないものとする。
- (3) 代表企業による出資が唯一最大の出資額となるものとし、本事業の終了に至るまで維持し続けるものとする。
- (4) 代表企業及び構成企業のうち運転操作及び監視業務を担う企業が保有するSPCの議決権普通株式の保有割合の合計は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるように出資するものとする。

(株式の譲渡等)

第5条 事業者は、本協定の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。

- (1) SPCの株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
- (2) 設立時の株主以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法によるSPCへの資本参加の決定
- (3) 代表企業及び構成企業のうち運転操作及び監視業務を担う企業が保有するSPCの議決権普通株式の保有割合の合計が、100分の50以下となることとなるか又は代表企業がSPCの筆頭株主でなくなることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

- 2 SPCは、前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者に関する発注者が定める書式の誓約書その他発注者が必要とする書面を添えて発注者に対して提出す

るものとする。

(事業契約等)

第6条 事業者は、発注者との間において、次の各号に定める各契約の全てを締結し、又はSPCをして締結せしめる。

(1) 基本契約

事業者は、基本協定を締結した後、SPCを設立し、契約協議が整ったときは、速やかに発注者との間で基本契約を締結する。

(2) 工事請負契約

工事請負事業者は、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で工事請負契約を締結する。

(3) 維持管理・運營業務委託契約

SPCは、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で維持管理・運營業務委託契約を締結する。

(4) 下水汚泥再資源化物売買契約

SPCは、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で下水汚泥再資源化物売買契約を締結する。

(5) 付帯事業契約

構成員のうち付帯事業を担う企業は、事業者の提案に基づき、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で付帯事業契約を締結する。

2 発注者は、第3条第2項の協議が整ったときは、速やかに落札候補者を落札者として決定するものとし、前項各号の締結日は、広島市契約規則（昭和39年規則第28号）の第26条に基づき発注者が落札者を決定した日から5日を経過する日（広島市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までとする。

3 第1項の定めにかかわらず、事業契約等を締結する間において、事業者のいずれかが次の各号所定のいずれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、又は2025年（令和7年）9月19日に公表された「広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料等に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか、若しくは満たさなくなったときは、発注者は、事業契約等を締結しないことができるものとする。

(1) 公正取引委員会が、本事業に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 本事業に係る入札に関して、事業者（事業者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) 本事業に係る入札に関して、事業者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) 本事業に係る入札に関して、事業者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対

する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

- 4 構成員は、発注者と事業者及びS P Cとの基本契約の締結と同時に、別紙1に定める書式による出資者保証書を作成して発注者に提出するものとする。

(デフォルト事由に該当した場合の違約金の支払)

第7条 事業者のいずれかがデフォルト事由に該当する場合において、事業者は、発注者の請求に基づき、本事業に係る入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じた額の10分の2（前条第3項第4号の場合にあつては、10分の1）に相当する額を、違約金として発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。ただし、前条第3項第1号乃至第4号の場合は、本事業の入札手続に関する場合に限る。

- 2 前項の違約金は、損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務とする。

(準備行為)

第8条 事業契約等に関し、事業契約等の締結前であっても、事業者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い又はS P Cをして行わせることができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で事業者又はS P Cに対して協力するものとする。

- 2 事業者は、事業契約等の締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を事業契約等の当事者である構成員又はS P Cに承継させるものとする。

(事業契約等の不調)

第9条 事由の如何を問わず、事業契約等の全部又は一部が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に発注者、事業者及びS P Cが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、次項に定めるものを除くほか、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 発注者は、事業者及びS P Cが事業契約等の全部又は一部を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく締結をしなかつたときは、次の措置を講ずるものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。

(1) 発注者における競争入札参加資格を3年間取り消すこと。

(2) 事業者は、発注者の請求に基づき、本事業に係る入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じた額の100分の5に相当する額を、入札違約金として発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、始期を本協定が締結された日とし、終期を事業契約等の全部が締結された日として、当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約等の全部が締結に至らなかった場合には、いずれかの事業契約等の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第11条及び第14条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第11条 発注者及び事業者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び事業者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザリー業務に関与した者に開示する場合
- (5) 発注者が下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務をSPC以外の第三者に委託する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- (6) 事業者がSPCに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 事業者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(後継企業の確保)

第12条 発注者は、本協定締結後、各契約の締結前に、構成員の一方が倒産等の事由により事業契約等の締結が困難であると発注者が合理的に認めた場合には、他の構成員に対して、その後継企業の選定を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、他の構成員は、発注者が合理的に満足する後継企業を最大限の努力をもって選定しなければならない。発注者が後続企業を承諾した場合（ただし発注者は承諾の義務を負わない。）は、当該後継企業をして本事業に係る契約上の地位を承継させるよう最大限の努力をするものとする。

(協定内容の変更)

第13条 本協定に規定する各条項は、発注者及び事業者の書面による同意なく変更することはできない。

(管轄裁判所)

第14条 発注者及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、広島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第15条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

_____年____月____日

(発注者)

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實 印

(代表企業)

(構成員)

(構成員)

(構成員)

(構成員)

別紙 1（第 6 条関係）

出資者保証書式

令和____年____月____日

広島市

代表者 広島市長 松井 一實 様

所 在 地

社 名

代 表 者 名

印

出 資 者 保 証 書

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする____グループの構成メンバーである代表企業、____、____……（以下総称して「当社ら」という。）は、当社らが広島市（以下「貴市」という。）及び（SPC名）（以下「SPC」という。）との間において令和____年____月____日付けで締結した本事業に係る基本事項について定める基本契約、基本契約に基づく本事業に係る設計・施工業務の一括請負、維持管理・運營業務の委託及び下水汚泥再資源化物売買に関する各契約（以下総称して「事業契約」という。）並びに付帯事業契約につき、本書の日付けでもって、貴市に対して下記各項所定の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

記

- 1 SPCが、令和____年____月____日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社である取締役会設置会社及び監査役設置会社として適法に広島市に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在している。
- 2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類であり、SPCの定款には会社法第107条第2項第1号所定の定めがなされている。
- 3 SPCの発行済株式総数は、____株であり、そのうち____株を、当社らが保有しており、そのうち、____株は代表企業が、____株は____が保有している。
- 4 次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を貴市に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとし、かつ、貴市の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る貴市所定の書式の誓約書その他貴市が必要とする書面を添えて貴市に対して提出す

ること及びかかる手続による場合を除くほか、本事業が終了するときまで、ＳＰＣの株式の保有を取得時の保有割合で継続することを誓約する。

- (１) ＳＰＣの株式の第三者への譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (２) 設立時の株主以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法によるＳＰＣへの資本参加の決定
 - (３) 代表企業及び構成企業のうち運転操作及び監視業務を担う企業が保有するＳＰＣの議決権普通株式の保有割合の合計が１００分の５０以下となることとなるか又は代表企業がＳＰＣの筆頭株主でなくなることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- ５ ＳＰＣの資本金は、維持管理・運營業務の業務委託開始日までに_____円とし、業務委託期間中これを維持し、貴市の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を減少しないことを誓約する。

以 上